

和泉個審第 11 号

平成28年1月14日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（意見具申）

平成27年11月16日に報告を受けた番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、和泉市個人情報保護条例第46条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申します。

#### 記

##### 本審査会の意見

報告内容によれば、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」第9条第2項では、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」について地方公共団体は条例を制定して個人番号を利用でき、また、番号法第19条第9号では、「地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する」ことができると定められている。そこで、これら番号法各条の規定に基づき、個人番号を利用できる事務の範囲及び特定個人情報を提供できる範囲を定めるため、条例を制定しようというのである。

説明によれば、例えば医療費助成等の事務について、個人番号を利用することによって、転入者が所得証明書を取得する手間を省くことができ利便性の向上を図ることが可能である。また、現在庁内連携をしている事務について、今後も現在と同じ運用を行うため、特定個人情報の授受を定めておく必要があるとのことである。なお、条例案別表によれば、個人番号を利用する事務および特定個人情報を提供する事務について、その具体的な事務内容や情報提供の範囲については規則で定めることとしているが、規則に委任する内容は必要最小限度にとどめるとのことであり、また、今後個人番号を利用する事務が増えたときには、その都度条例を改正し新たな事務について定めをおくとのことである。

今回の条例制定の趣旨は理解するが、番号法に基づくといっても、個人番号を利用する事務の範囲や提供される特定個人情報の内容について、規則で広範に定めてしまえば、本来必要でない情報を行政機関が保有したり連携させたりすることになり、個人番号の漏えいリスクが増加する

こととなる。本審査会としては、規則に対して議会によるチェックがおよばないことから、基本的な内容は条例に規定し、規則委任する事務及び情報の範囲は必要最小限度にとどめるよう要請するものである。

以上